

(写)

技 第 8 9 号
令和 6 年 5 月 1 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林水産振興センター所長
土木部各地方機関の長

様

土木部技術管理課長

公共工事設計資材単価に係る特例措置について（通知）

公共工事設計資材単価に係る特例措置については、令和 6 年 2 月 26 日付け技第 6 1 6 号により行っているところですが、下記のとおりとしましたので、取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

記

□改定内容

建設副産物受入単価の取扱いを追記

※内容については令和 6 年 1 月 17 日付技管第 5 6 3 号で通知済ですが、本通知に改めて追記したものです。

【担当（建設副産物）】

農林設計基準係 白築

0825-22-5942

shiratsuki-harue@pref.shimane.lg.jp

資材価格高騰に対する特例措置に係る運用について

1 概要

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものである。

2 対象工事

島根県農林水産部及び土木部が発注する工事を対象とする。

3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、島根県建設工事積算基準第 15 編(単価)及び一般刊行されている物価資料（以下「単価表等」という。）に掲載されている労務及び資材単価、機械賃料等とする。また、島根県建設工事積算基準に規定する建設機械等損料についても対象とする。
- (2) 見積及び特別資材調査により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、積算月と当初契約月において、類似資材の物価変動率等により単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。
- (3) 建設副産物（建設発生土を含む）の受入単価についても、特例措置の対象とする。

4 実施方法

- (1) 発注者は、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、当初契約月における最新の単価表等の設計単価に変更する。
なお、建設副産物受入単価については、契約月の受入単価を用いて再度経済比較を行い、処分先を再選定すること。
- (2) 特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。経済比較により建設副産物の受入先を変更した場合は、併せて「建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書」「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」の変更も通知する。

- (3) 特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて変更契約時に行うものとする。

5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、島根県公共工事標準請負契約約款第26条(スライド条項)または島根県森林整備工事請負契約約款第26条(スライド条項)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

6 その他

- (1) 特例措置の対象工事等は、入札公告(別紙1)または指名通知書(別紙2)とPPIの備考欄に「資材価格高騰に対する特例措置対象工事」である旨を明示する。
- (2) 令和5年10月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とする。
- ※落札決定した業者に対して契約書や「契約手続きのご案内」などと一緒に渡す(別紙3)。
- (3) 単価表等は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

附則

この運用は、令和5年10月1日から施行する。

この運用は、令和5年12月6日から施行する。

この運用は、令和6年3月1日から施行する。